

全 員 協 議 会 資 料

令和5年5月26日

1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）等について
(総合企画政策室・福祉子ども部)・・・P2～P7

2. 名張市老人福祉センター「ふれあい」の運営について
(福祉子ども部)・・・P8～P11

3. その他（報告）
 - ・債権放棄について
(市民部)・・・P12

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）等について

1. 概要

令和5年3月28日に国において令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「交付金」といいます。）に1兆2千億円の増額が措置されました。

このことを受け、交付金を活用した事業を実施するための予算を令和5年度一般会計補正予算（第3号）に計上します。

2. 交付金の概要について

交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業を対象としており、次の二つに区分されています。

(1) 低所得世帯支援枠

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業です。

(2) 推奨事業メニュー

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業で、効果的と考えられる推奨事業メニューを国が提示しています。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについても、交付金の活用が可能です。

3. 低所得世帯支援枠の財源を活用し、実施する事業について

(1) 概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度の市町村民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯等）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、1世帯当たり3万円をブッシュ型で給付します。

(2) 給付額 1世帯当たり3万円

(3) 対象者

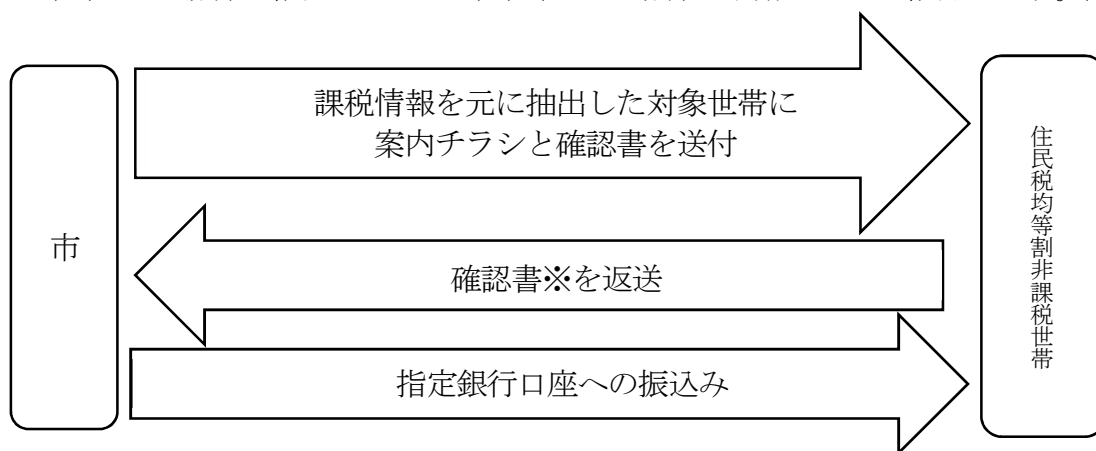
ア. 基準日（令和5年6月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。）

イ. 家計急変世帯等（予期せず令和5年1月以降に家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯等）

(4) 対象者数 約8,300世帯

- ・住民税非課税世帯 約8,200世帯
- ・家計急変世帯等 約100世帯

(5) (3)アの場合の給付イメージ（(3)イの場合は申請に基づき給付します。）



※「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」及び「振込指定銀行口座（緊急支援給付金振込口座や公金受取口座、別途指定口座）」を確認して返送いただきます。

(6) 予算規模 2億6,591万6千円（国庫補助10/10）

（給付費2億4,900万円、事務費1,691万6千円。うち、家計急変世帯等分の300万円は、推奨事業メニューの財源を活用します。）

(7) 給付スケジュール

- 令和5年7月初旬から 確認書を住民税均等割非課税世帯に送付
- 7月中旬から 給付金の支給開始（確認書の返送確認後）
- 8月初旬から 家計急変世帯等分の申請受付開始
- 10月31日 確認書・申請書受付期限

4. 推奨事業メニューの財源を活用し、実施する事業について

(1) 本市への配分額

2億2,522万8千円

(2) 当交付金を活用して実施する事業

5ページから7ページまでの表「推奨事業メニュー枠活用事業一覧」の事業を実施します。

5. その他、物価高騰に対する生活者支援について（三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業）

(1) 概要

食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯（児童扶養手当受給世帯）に、三重県独自の支援として低所得のひとり親世帯への生活応援給付金をプッシュ型により支給します。

(2) 実施主体と経費負担

本市が実施主体となり、給付金及び事務費は、全て三重県の負担となります。

(3) 給付額 児童一人当たり一律2万円

(4) 給付対象者 令和5年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者

(5) 対象者数 児童扶養手当受給 約630世帯 児童数 約1,000人

(6) 給付方法 支給対象者の児童扶養手当受給口座に申請不要で振込み

(7) 給付スケジュール

- 令和5年7月 7日 給付対象者への案内
- 19日 受給拒否の届出書の締切り
- 31日 給付金の支給日

(8) 予算規模 2,293万6千円（県支出金10/10）

（給付金2,000万円、事務費293万6千円）

○推奨事業メニュー枠活用事業一覧（交付限度額225,228千円）

No.	区分	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	交付金 活用額
				合 計	225,228
				【内訳】 生活者支援	152,371
				事業者支援	44,986
				生活者支援及び事業者支援	27,871
1	生活者支援	福祉子ども部 生活支援室	(再掲) 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給 付金(家計急変等世 帯分)	①令和5年度市町村民税課税世帯であっても、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税非課税相当とみなされる世帯等の生活・暮らしを支援するため、1世帯当たり3万円を給付します。 ②給付金支給に係る経費 ③対象者数:100世帯(参考:緊急支援給付金時申請世帯 51世帯) 単価:30千円/世帯 ④予期せず令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯等	3,000
2	生活者支援	産業部 商工経済室	令和5年度プレミアム 付商品券発行事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、飲食業・小売業・サービス業等の市内事業所で使用できるプレミアム付商品券を名張商工会議所が発行するに当たり、5,000円分の商品券を3,000円で販売し、2,000円のプレミアム相当分等を補助することで、消費の下支え及び市内経済の活性化を図ります。 ②名張商工会議所への当該事業に係る経費を補助金として交付する。 ③プレミアム補助 @2千円×64,000冊=128,000千円、事務費(商品券印刷費、商品券販売手数料、宣伝広告費、チラシ、のぼり等)11,200千円 ④名張商工会議所	139,200
3	生活者支援	教育委員会 教育総務室	学校給食費支援事業	①物価高騰の影響による学校給食費の保護者負担の増額を抑制するため、各小学校へ給食費の増額分に対して支援します。 ②物価高騰による給食費の増額分への支援に係る経費 ③学校毎に算定:児童数×R5給食費月額×5%×11月 ≒計10,171千円 ④小学校14校	10,171
4	生活者支援及び事業者支援	福祉子ども部 保育幼稚園室	保育所等に係る給食費及び光熱費高騰対策事業	①保護者負担を増やすことなく給食の質の維持を図るとともに、給食費、エネルギー価格高騰の影響を受ける保育所等運営事業者を支援します。 ②給食費、エネルギー価格の高騰分に係る市内の教育・保育施設への補助に係る経費 ③<給食費補助> 1,732人(4月1日時点園児数)×@286円(公立のR3賄材料費単価実績)×5%(消費者物価指数(食料)上昇率R4平均)×24日×12か月≒7,134千円 <光熱費補助> 月額967円(公立のR3・R4のエネルギー価格から算出した定員一人当たり増加額)×1,787人(民間園定員合計)×12か月≒20,737千円 ④民間保育園8園、認定こども園5園、地域型保育事業所7園(小規模保育5園、事業所内保育2園)	27,871
5	事業者支援	教育委員会 教育総務室	名張市立中学校における注文弁当販売事業者支援事業	①食材費及びエネルギー価格の高騰により、経費が増加している市立中学校における注文弁当販売事業者に補助することで、弁当の販売価格にその負担が転嫁されることを抑止し、注文弁当販売事業の継続を支援します。 ②補助金交付に係る経費 ③販売食数3,273食(R4実績による見込数)×76円(食料・光熱水費・燃料費の消費者物価指数上昇率より積算)=249千円 ④市立中学校における注文弁当販売事業者(2社)	249
6	事業者支援	地域環境部 地域経営室	価格高騰対策事業者支援事業(市民センター指定管理者)	①市民センターの維持運営に係る燃料費等高騰による指定管理者の負担を軽減するために補助金を交付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 4,606千円 <積算>単価差(R4-R3)×R4使用量 ④各市民センターの指定管理者(14か所)	4,606

No.	区分	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	交付金 活用額
7	事業者 支援	産業部 農林資源室	価格高騰対策事業者 支援事業(国津の杜 指定管理者)	①国津の杜の維持運営に係るエネルギー価格高騰による指定管理者の負担を軽減 するために補助金を交付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 321千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 ④国津の杜(くつつふるさと館、はぐくみ工房あらぎ)	321
8	事業者 支援	福祉子ども部 医療福祉総務 室	価格高騰対策事業者 支援事業(総合福祉 センター及び老人福 祉センター指定管理 者)	①エネルギー価格が高騰する中、指定管理者の負担を軽減するために補助金を交 付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 5,740千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 総合福祉センターふれあい 3,525千円 老人福祉センターふれあい 2,215千円 ④名張市社会福祉協議会	5,740
9	事業者 支援	教育委員会 市民スポーツ室	価格高騰対策事業者 支援事業(名張市勤 労者福祉会館指定管 理者)	①エネルギー価格が高騰する中、指定管理者の負担を軽減するために補助金を交 付します ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 73千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 ④マツヤマSSKグループ	73
10	事業者 支援	教育委員会 市民スポーツ室	価格高騰対策事業者 支援事業(名張市体 育施設指定管理者)	①エネルギー価格が高騰する中、指定管理者の負担を軽減するために補助金を交 付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 4,567千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 ④マツヤマSSKグループ	4,494
11	事業者 支援	教育委員会 市民スポーツ室	価格高騰対策事業者 支援事業(名張市武 道交流館いきいき指 定管理者)	①エネルギー価格が高騰する中、指定管理者の負担を軽減するために補助金を交 付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 2,064千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 ④名張市スポーツ協会	2,064
12	事業者 支援	教育委員会 文化生涯学習 室	価格高騰対策事業者 支援事業(名張市青 少年センター指定管 理者)	①エネルギー価格が高騰する中、指定管理者の負担を軽減するために補助金を交 付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分への支援 2,125千円 ＜積算＞単価差(R4-R3)×R4使用量 ④株式会社アドバンスコープ	2,125
13	事業者 支援	福祉子ども部 医療福祉総務 室	物価高騰に伴う配食 ボランティア団体への 運営支援事業	①配食ボランティア団体の物価高騰による食材料費等への影響を軽減し、活動継 続・サービス利用者の支援を推進するため、配食ボランティア団体の年間食材料費 相当額(R3)に対する物価高騰増額分を補助します。 ②補助金交付に係る経費 ③年間食材料費単価(R3)@400円×20,000食×7.5%(生鮮食品消費者物価 指数のR4平均上昇率)=600千円 ④令和5年4月1日現在で名張市ボランティアセンターに登録している配食ボランテ ィア団体(9団体)	600
14	事業者 支援	福祉子ども部 医療福祉総務 室	物価等高騰に伴う地 域支え合い団体(有 償ボランティア)支援 事業	①エネルギー高騰の影響を受ける市内の地域支え合い団体の事業の維持を図るた め、補助金を交付します。 ②補助金交付に係る経費 ③エネルギー価格高騰分相当 生活支援実施団体(11団体)×基準単価2,500円×12か月 =330千円 外出支援実施団体(7団体)×基準単価5,000円×12か月 =420千円 ④地域支え合い団体(11団体)	750

No.	区分	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	交付金 活用額
15	事業者 支援	福祉子ども部 子ども家庭室	放課後児童クラブお やつ代高騰分支援金 支給事業	①菓子代等の物価高騰の影響を受けている放課後児童クラブを支援するため、市 内24クラブに対し一律5万円を支援金として支給します。 ②支援金支給に係る経費 ③24クラブ×50千円 R3年間菓子代×7.1%(R5.2月消費者物価指数(菓子類) ④放課後児童クラブ(24クラブ)	1,200
16	事業者 支援	産業部 農林資源室	畜産業飼料価格高騰 対策支援事業	①伊賀牛ブランドの維持・振興のため、高騰する飼料代の負担軽減を図ります。 ②補助金交付に係る経費 ③飼料価格高騰分×購入数量×1/2以内 (国からの基金補填分及び三重県の補助制度による補填分を除いた実質の農家負 担分に対して補助します。) ④市内に住所又は主な事業所を有する伊賀牛生産農家(5事業者)	6,000
17	事業者 支援	産業部 観光交流室	観光施設利用促進支 援事業	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けている観光施設の利用促進を図ることによ り、当該施設の収益力の向上を図ります。 ②観光施設の利用料(体験料を含みます。)の割引を実施する事業者に対する補助 及び当該施設の利用促進に必要な交通手段確保等に係る経費 ③補助金 1,000円×5,000人×3施設=15,000千円 委託料 1,764千円 ・地域コミュニティバス(増便)の運行費、運行経路案内MAP制作費、事務費 ④R4観光入込客数が2万人以上の施設のうち、利用料により施設を運営している事 業者	16,764

名張市老人福祉センター「ふれあい」の運営について

1. 施設概要及び利用状況等について

名張市老人福祉センター「ふれあい」（以下「ふれあい」といいます。）は、平成8年4月に、高齢者の心身の健康と生きがいの増進のためのレクリエーションや交流の場として開設し、浴室や視聴覚室、茶室、教養娯楽室等を備え、65歳以上の方を中心にご利用いただいています（平成18年度から、名張市社会福祉協議会を指定管理者として指定）。

(1) 設置目的等

老人福祉センターは、老人福祉法に基づき設置することができる施設であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的としています。

(2) 施設設備の概要

ふれあいの施設設備の概要は、次のとおりです。

ア. 建設：平成8年3月竣工

イ. 構造及び規模：鉄筋コンクリート造・地上3階建

ウ. 延床面積：1,679.99㎡

エ. 敷地面積：6,672.89㎡（駐車場は総合福祉センターと共有）

オ. 設備概要：浴室、視聴覚室、茶室（和室）、教養娯楽室＋舞台（和室）、調理実習室、図書室、健康指導室（2部屋 可動間仕切）、介護予防演習室、運動機能訓練室、管理事務室

(3) 利用対象者等

ふれあいの利用対象者は、本市に住所を有する65歳以上の方（その介護者又は付添者）及び心身障害者の方等です。

利用料金は200円です（平成20年6月までは無料）。

(4) 事業内容

ふれあいで行っている事業は、主に生きがい活動支援通所事業（生活相談・映画

会・発表会（カラオケ・ビリヤード等）、介護予防事業（健康相談・トレーニング教室・ヘルスアップ教室・スクエアステップ教室・歯科相談等）です。

（５）利用状況等の推移

ふれあいの利用状況等の推移は、次表のとおりです。

年度	平成 18年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
開館日数（日）	299	297	298	299	273	246	269	296
利用者数（人） （1日当たり）	31,299 104.7	17,408 58.6	16,173 54.3	14,657 49.0	15,928 58.3	10,575 43.0	12,412 46.1	13,419 45.3
（うち浴室） （1日当たり）	19,238 64.3	8,933 30.1	8,579 28.8	7,461 25.0	9,298 34.1	7,205 29.3	8,221 30.6	8,305 28.1
（うち福祉バス 往復利用者） （1日当たり）	21,980 73.5	9,255 31.2	8,428 28.3	7,381 24.7	6,962 25.5	3,541 14.4	4,475 16.6	4,765 16.1
65歳以上人口 （4月1日現在）	15,355	23,316	23,964	24,515	24,961	25,385	25,719	25,955

* 令和元年度3月休館／令和2年度4・5月休館（6月福祉バス運休）／令和3年度8・9月休館

2. ふれあいの浴室運営について

（1）現況及び経過

ふれあいの浴室の衛生管理については、開設以降、国が示す指針等を参酌し、適切に運営してきたところです。

令和5年1月3日に女性用浴室の施設設備が故障（ろ過や湯量等制御装置の不具合）したため、同月4日より、男性用浴室を午前・午後の男女入替制にして対応するとともに、女性用浴室設備の修繕方法の調査等を実施してきました。

同年4月24日に、伊賀保健所に女性用浴室の再開に向けた問い合わせを行いました。同月27日に利用停止の連絡を受け、同月28日に伊賀保健所の立会いの下、施設整備等の点検と現状確認を実施したところ、浴室としての現在の運営形態や施設設備について、改善すべき点があることが明らかになりました。

（2）伊賀保健所からの指摘事項

ア. 公衆浴場法に基づく営業許可について

ふれあいの浴室は、現状の運営形態から判断すると、公衆浴場法に基づく知事の営業許可が必要となるため、許可を受けること。

イ. 浴室の利用方法について

令和5年1月4日から、施設設備の故障のため男性用浴室を午前・午後の男女入替制で運営していることは、男女別にそれぞれ浴室を設置する必要があることとする三重県の条例基準及び一つの浴室を交互に利用することを不可とする解釈通知に照らして適当ではないこと。

ウ. 施設設備について

男女浴室・更衣室の一部がガラス壁面となっており、室外から見通せる可能性があるため、フィルム貼付やカーテン設置等の対策を講じること。

(3) 指摘事項を受けての市の対応

ア. 公衆浴場法に基づく営業許可について

本市においては、開設時に上野保健所（当時）や三重県の担当者と浴場施設の開設に係る協議を重ねており、必要な手続を終えていると考えていましたが、今回の指摘により、公衆浴場法に基づく手続が必要であることを認識しました。

この度、伊賀保健所より指摘のあった事項を踏まえた上で、今後の当施設の運営の在り方等も含めた検討を進めます。

イ. 施設設備について

ふれあいの浴室の利用を全面的に再開するに当たっては、施設修繕の規模や工期などを総合的に勘案すると、少なくとも本年度中の再開は困難であることが見込まれるため、浴室の利用を当面の間、停止することとしました。なお、浴室以外の施設については、通常どおり利用できます。

(4) 利用者に向けた周知等

浴室の利用実績のある方に直接連絡をさせていただくとともに、市及び指定管理者のホームページ等を通して、市民の皆様に浴室の利用停止のお知らせを行いました。

3. ふれあいの在り方の検討について

本市では高齢者人口が増加する一方で、ふれあいの利用者は減少傾向にあり、利用者の固定化等も進んでいる状況にあります。

また、平成8年の開設から27年が経過する中で、施設の老朽化や施設設備も耐用年数を超過するなど改修・更新時期を迎えており、多大な公費負担が必要となることが見込まれます。

今後、高齢者の生きがいづくりや介護予防のための重要な施設であることを十分認識

した上で、地域共生の取組を推進する観点からは、限られた資源を有効に活用し、高齢者のみならず、子育て世代等も利用対象とし、多世代交流も可能とするなど、地域の共生型施設としての活用への移行等も視野に入れた検討が必要な状況にあります。

以上のことから、現在のふれあいの置かれた状況を踏まえ、施設の在り方について検討を進めることとします。

債権放棄について

1. 債権放棄の経緯

名張市債権管理条例第14条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって放棄した債権について、同条第2項の規定により報告します。

この事務処理については、慎重な対応が求められていることから、庁内に名張市債権管理検討委員会を設置し、対象事案が条例等に基づいた放棄事由に当たるかどうかの審査を行った上で、実施したものです。

なお、これらの債権の会計上の事務処理については、名張市会計規則第28条の規定に基づき、所管において令和4年度の不納欠損処分を行いました。

2. 債権の内容及び放棄した額

・市営住宅使用料	4件	663,419円
合 計	4件	663,419円

[放棄事由別件数表]

債権放棄の事由	対象件数		金額(円)	債権管理条例 第14条第1項
	件数	債務者数		
生活保護、資力回復困難	2	2	638,919	第1号
破産(免責)	0	0	0	第2号
消滅時効期間満了	2	2	24,500	第3号
強制執行しても履行見込なし	0	0	0	第4号
強制執行済の不履行債権	0	0	0	第5号
徴収停止後なお無資力	0	0	0	第6号
債務者死亡かつ限定承認	0	0	0	第7号
相続人が不存在	0	0	0	第8号
合 計	4	4	663,419	